

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和四年五月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年十二月二日奈良県指令高土第三三一七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年四月二十六日高土第一〇一二号

公共施設に関する工事の検査済証 令和四年四月二十六日高土第四二九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市五位堂六丁目八二番三、八二番四、八二番五、八二番六、八二番七、八二番八及び八二番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市新旭ヶ丘八番一号

株式会社三宝建賤 代表取締役 中野将太郎

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市五位堂六丁目八二番四

下水道 香芝市五位堂六丁目八二番四の一部